

めざします企業の繁栄と社会への貢献

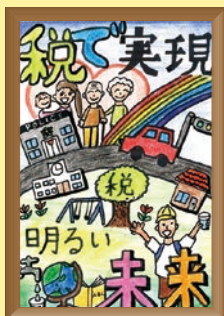
ほづじん 新津



新津松坂民謡流し

戦国時代に新津地区に伝えられ、唄い踊り継がれてきた盆踊り・盆歌を、浴衣姿に揃いの編み笠をかぶった踊り手が、笛や太鼓にのせたしなやかな手さばきで、新津本町目抜き通りを華麗に流します。民謡流しは例年8月16日に行われ、19日と20日には屋台まつりが行われます。

第11回「税に関する絵はがきコンクール」受賞作品



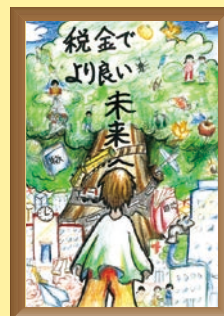
銀賞 新津第三小学校 6年生
長谷川 拓美くん



金賞 新津第三小学校 6年生
鶴巻 奈々さん



**新津
税務署長
賞** 新津第一小学校 6年生
柴山 尋くん



銅賞 新津第一小学校 6年生
佐伯 芽唯さん

6月15日(木)、「割烹 新瀧」(五泉市村松甲2114)において、新津税務署長村山彦紀様をはじめ、関東信越税理士会新津支部長茂野拓朗様ほか多数のご来賓を賜り、第12回通常総会が開催されました。

開会にあたり小出会長から、ご来賓並びに会員に対し、昨年度からコロナ禍に関する行動規制が緩和されてきた中で、多大なるご理解とご協力により様々な事業活動が実施できたことへの感謝の意を伝えた後、総



第12回通常総会開催

会の議事へ入りました。

まず、第1号議案である「令和4年度収支決算承認の件」が上程され、これに関連する理事会承認事項の「令和4年度事業報告」の説明が行われ、渡邊監事より監査報告がなされた後、小出議長が議場に諮ったところ満場異議なく原案どおり承認可決されました。また、第2号議案として、任期満了に伴う役員改選の件を上程し、理事会で承認された新役員名簿(案)を配付し選任を議場に諮ったところ、満場一致で承認可決されました。更に、報告事項として理事会で承認された「令和5年度事業計画」「令和5年度収支予算」について報告がなされ、第12回通常総会は終了致しました。

総会では、役員功労者表彰式、5名の優良経理担当者表彰式、更に英傑育成座代表の神尾弘和氏を招いての記念講演会も併せて開催されました。



税理士会新津支部長
茂野 拓朗 様



新津税務署長
村山 彦紀 様

令和4年度収支決算報告

貸借対照表

[令和5年3月31日現在]

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	31,325	47,283	△ 15,958
預金(普通・振替・定期)	5,109,561	6,329,025	△ 1,219,464
前払金	429,540	0	429,540
【流動資産合計】	5,570,426	6,376,308	△ 805,882
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
(2)特定資産			
什器備品減価償却引当資産	128,502	128,502	0
退職給付引当資産	1,080,046	720,029	360,017
(3)その他の固定資産			
電話加入権	74,984	74,984	0
【固定資産合計】	6,283,532	5,923,515	360,017
資産合計	11,853,958	12,299,823	△ 445,865
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
預り金	77,655	76,648	1,007
【流動負債合計】	77,655	76,648	1,007
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,080,046	720,029	360,017
【固定負債合計】	1,080,046	720,029	360,017
負債合計	1,157,701	796,677	361,024
正味財産(資産-負債)	10,696,257	11,503,146	△ 806,889
負債及び正味財産合計	11,853,958	12,299,823	△ 445,865

◆第12回通常総会(令和5年6月15日開催)において承認されました。

正味財産増減計算書 [自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日] (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
基本財産運用益	100	100	0
特定資産運用益	0	12	△ 12
受取会費	3,750,000	3,676,000	74,000
事業収益	711,000	450,000	261,000
受取補助金等	6,890,600	7,045,300	△ 154,700
雑収益	304,165	2,525	301,640
経常収益計(A)	11,655,865	11,173,937	481,928
事業費	10,340,162	10,529,320	△ 189,158
管理費	2,122,592	2,346,954	△ 224,362
経常費用計(B)	12,462,754	12,876,274	△ 413,520
当期経常増減額(A-B)	△ 806,889	△ 1,702,337	895,448
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 806,889	△ 1,702,337	895,448
法人税、住民税および事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 806,889	△ 1,702,337	895,448
一般正味財産期首残高	11,503,146	13,205,483	△ 1,702,337
一般正味財産期末残高	10,696,257	11,503,146	△ 806,889
正味財産期末残高	10,696,257	11,503,146	△ 806,889

令和5年度 事業計画・収支予算

I 基本方針

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症流行から3年が経ち社会経済活動は徐々にウィズコロナへ移行しつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻や物価高が政治経済に大きく影響し、依然不透明な状況が続いている。当会はあらためて法人会の理念である「税のオピニオンリーダー」として企業に発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税務機関、関係諸団体との連携協調

II 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（税に関する研究会・セミナー、講演会、租税教育、税の調査研究、税の広報事業）
2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業（講演会・セミナーの開催事業、地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業）
3. 会組織の充実、福利厚生に資する事業（組織の強化・充実、福利厚生事業、青年部・女性部の充実）
4. 会員支援事業と親睦並びに友誼団体との連携強化

を図りながら積極的に各種事業に取り組んでいくことを基本方針とする。

令和5年度 収支予算書（損益計算ベース）

〔自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日〕 (単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
基本財産運用益	200	500	△ 300
特定資産運用益	20	100	△ 80
受取会費	3,636,000	3,684,000	△ 48,000
事業収益	1,180,000	1,155,000	25,000
受取補助金等	6,819,500	6,782,600	36,900
雑収益	130,200	130,300	△ 100
経常収益計(A)	11,765,920	11,752,500	13,420
事業費	9,807,150	9,670,838	136,312
管理費	1,946,000	2,071,462	△ 125,462
経常費用計(B)	11,753,150	11,742,300	10,850
当期経常増減額(A-B)	12,770	10,200	2,570
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	12,770	10,200	2,570
法人税、住民税および事業税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	12,770	10,200	2,570
一般正味財産期首残高	10,696,257	10,686,057	10,200
一般正味財産期末残高	10,709,027	10,696,257	12,770
正味財産期末残高	10,709,027	10,696,257	12,770

令和5年度 公益社団法人新津法人会 役員名簿

令和5年6月15日改選

役職	氏名	事業所名
会長	小出 薫	越後天然ガス(株)
副会長	阿部 律雄	阿部印刷(株)
副会長	近藤 伸一	近藤酒造(株)
副会長	猪俣 健	(株)巴山組
理事	甲田 耕祿	(株)新津自動車学校
理事	齋藤 嘉昭	(株)新潟エコテック
理事	阿部 信幸	阿部木材工業(株)
理事	川名 一弘	(株)川名花店
理事	押味 弘一	(株)押味塗装店
理事	石倉 雅実	(株)結興業
理事	遠山 正文	(株)ロビンソンサービス
理事	桐生 郁雄	新興タクシー(株)
理事	諸橋 敏松	(株)諸橋工務店
理事	横山 昇	横山建設(株)
理事	瀧澤 修	(有)新瀧
理事	小林 誠	(有)蒲沢造花店
理事	茂野 一弘	蒲原鉄道(株)
理事	鈴木 眞由美	(有)勝樹園
理事	加藤 勝彦	(株)加藤製作所
理事	清野 明	(有)三川生コン
監事	吉田 健治	吉徳農機(株)
監事	渡邊 誠一	(有)渡邊産業

受賞おめでとう
ございました!

△役員功労者表彰式▽

永年にわたり法人会の役員として会の運営と発展に多大なる貢献をされ、本総会をもって退任される佐藤俊一副会長に、当会より感謝状が授与されました。長い間ありがとうございました。ございました。



△優良経理担当者表彰式▽

法人会では、企業にとって最も中核的な部門を担当している経理担当者のうち、会員法人の事業進展に功労顕著な方々の労に報いるため、表彰しています。

- 法人名被表彰者（敬称略） 勤続年数
- 一、特定非営利活動法人みどり心育会 浅田 聡子 三十四年
 - 一、五泉商工会議所 渡辺 成美 三十一年
 - 一、株式会社 八重電業社 山田 達也 三十年
 - 山口 薫 十五年
 - 一、有限会社 羽下測設計 石塚 栄子 十八年



総会記念講演会

総会に続き、英傑育成座代表の神尾弘和氏による「徳川三代の事業承継」と題して記念講演が行われました。徳川家の事業承継成功の秘訣が企業経営のヒントとなるお話を、歴史を楽しみながらお聴きいただきました。

着任のご挨拶



新津税務署長
丸山 和史

この度の人事異動で、東京国税局渋谷税務署特別国税調査官から新津税務署長を拝命いたしました丸山でございます。

公益社団法人新津法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、今まで東京国税局管内の勤務でしたが、出身は新潟市西蒲区で旧巻町になります。

本年度、はじめて新潟県内の勤務となり、新津税務署は出身地の近くであり非常に懐かしく感じながらこの地に着任しました。管内には、名所や旧跡、風光明媚な地が多くあり、縁あって当地に勤務できますことを大変光栄に思っております。

貴会におかれましては、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に取り組み、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にとつて欠くことのできない大きな役割を果たしておられます。

税に関する研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コン

プライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されておられます。

また、租税教室や絵はがきコンクールの実施のほか、福祉施設などへの社会貢献活動等も積極的に取り組んでおられると伺っております。地域に根ざしたこれらの活動は、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、「あらゆる税務手続が税務署へ行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax等の利便性の向上、相談チャネルの充実など、納税者の利便性の向上に努めてまいります。

10月には消費税のインボイス制度が開始されます。制度実施を目前に控え、円滑な実施、早期定着に向けて、引き続き、個別相談等への対応を実施してまいりたいと考えております。

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、円滑な税務行政を遂行していくためには法人会の皆様との、より一層の連携・協調関係が必要となります。今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人新津法人会の皆様のご発展と、会員企業の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

国税の納付は、簡単・便利な キャッシュレス納付で!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ スマホやPCで簡単手続き!
- ✓ 現金管理の効率化!



各納付方法の詳細は、
国税庁ホームページを
ご確認ください。



選べる納付手段

振替納税	振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落により納付する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。



適格請求書発行事業者の皆様へ

○ 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。



○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。



○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。



○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）。（裏面も併せてご覧ください。）

○ 次の場合は、所轄税務署への届出が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
公表事項の追加・変更手続 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 ^(※1) 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
登録失効手続 登録の取消しを求める場合 ^(※2) 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 ^(※2)	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^(※3) 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 法人について、「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」に異動があり、その旨を記載した異動届出書を提出した場合、提出を省略することができます。

※2 令和5年10月1日以降の手続となります。

※3 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

【ご注意ください】登録の取消しについて

税務署長は、次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

- ① 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- ② 事業を廃止したと認められる場合
- ③ 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- ④ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- ⑤ 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

○ 消費税の申告について

適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

なお、個人事業者の方は、「確定申告等作成コーナー」により消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）があればe-Tax（電子申告）による提出が可能です。

確定申告書等
作成コーナー



○ 中小事業者の方へ

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置（2割特例）**が設けられています。

○ 2割特例による計算方法

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の
2割

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 80% = 56万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 56万円（仕入税額） = 14万円（納付税額）

免税事業者向け
リーフレット



- 【ポイント】 ①この特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の方などが対象です。
②適用期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間です。
③事前の届出書を提出する必要はありません。

(参考) 簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

(例) サービス業
の場合は50%

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 50% = 35万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 35万円（仕入税額） = 35万円（納付税額）

簡易課税制度の
事業区分の表



- 【ポイント】 ①事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。
②基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、Q & A、説明会、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等を掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



○ 制度についてのお問い合わせは

- ・ 一般的なご質問 ⇒ チャットボット（AIを活用して24時間自動でお答えします）
インボイスコールセンター 0120-205-553【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- ・ 個別のご相談 ⇒ 所轄の税務署（事前に日時をご予約の上、ご相談ください）

※ お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

チャットボットは
こちらから



令和5年分 年末調整説明会

新津法人会では、当会主催で新津税務署の担当官による説明会を開催いたします。
日程・会場等は下記のとおりです。

開催日	開催時間	開催場所	定員
11月29日(水)	13:30~15:30	五泉市総合会館 2階 第1・第2会議室 五泉市栗島1-22	45名

受講を希望される方は、ホームページ掲載の受講申込書をダウンロードしてFAX、またはTELにてお申込み下さい。

※今年の開催は上記の1回のみとなりますので、ご注意ください。

※感染症予防対策を講じますので、マスク着用のご協力をお願いいたします。

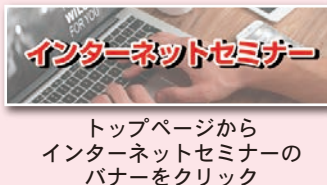
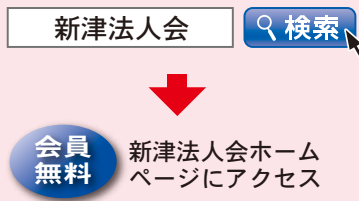
(公社) 新津法人会事務局

TEL 0250-23-3488 / FAX 0250-25-7322
メールアドレス niitsuhoujinkai@niigata.email.ne.jp

新津法人会のホームページからインターネットセミナーが無料でご覧になれます。

講師・テーマは多種多様です。是非ご活用ください。

視聴方法



法人会新規会員を募集しています

(公社) 新津法人会は新津税務署管内の法人企業によって自主的に結成された公益法人であり、税に関する活動を通じて企業活動の発展や地域振興への貢献を目指しています。

- ・公平で健全な税制実現のために会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。
- ・税知識の普及を図る研修会・講演会を実施し参考図書・資料等の無償配布も行っています。
- ・各種研修会や事業へ参加することで様々な業種の経営者との交流が生まれます。

法人会では、自らの向上と社会への貢献に参加できる喜びを共に分かち合える仲間を募集しています。
会員企業におかれましても、お近くの企業やお取引先企業に是非とも入会をお勧めしてください。

TRADE MARK



郵便番号 956-0024

吉徳農機株式会社

営業所 新潟県新潟市秋葉区山谷町1丁目7-23
TEL 新津 (0250) 24-0012(代)
FAX 新津 (0250) 24-0019



ガスで分かった、心地よい暮らし

越後天然ガス

ECHIGO NATURAL GAS LTD.

新潟市秋葉区新津4516番地
TEL.0250-24-2171
http://www.echiten-gas.co.jp

研修会開催

◆ 税務研修会

「法人税・消費税申告説明会」

新津税務署との共催で2月8日と5月26日に五泉地区（五泉市総合会館）、2月9日に新津地区（秋葉区文化会館）、5月25日に東蒲地区（阿賀町文化福祉会館）の3会場に分けて開催しました。新津税務署法人課税部門渡邊上席官より、令和4年度・令和5年度税制改正、決算・申告作成の注意点ほか、電子帳簿保存法や令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について配布された資料に基づいて分かり易く説明していただきました。



説明会の様子

青年部活動

◆ 租税教室開催

講師

高橋健朗副部長

長瀬拓弥副部長

今年度は5月から7月にかけて五泉小学校、大蒲原小学校、小合東小学校、愛宕小学校、新津第三小学校の5校を訪問し、青年部の役員が講師となり、女性部員も参加して租税教室を開催しました。講師が税の種類や役割などを説明した後、タブレット端末を活用したワークショップを中心とした授業を行いました。児童は活発に発言や



大蒲原小学校



五泉小学校



小合東小学校

質問をすることで、税の大切さを知り、より関心を深めることができたようでした。

◆ 税務研修会

8月30日に割烹井浦で行われた第2回役員会の後、DVDの視聴による税務研修会を行いました。受講者は、決算・申告の際に間違い易い例を自社の状況と照らし合わせながら学んできました。



愛宕小学校



新津第三小学校



樋口鉄工建設株式会社

〒956-0015 新潟市秋葉区川口578番地12(新津工業団地内)
TEL 0250-23-1166 FAX 0250-23-1167

いつでも どこへでも



JFTDのフラワーギフト全国配達システム

(株)川名花店 新潟市秋葉区新津本町3
☎23-1187

女性部活動

◆絵はがきコンクール

女性部が
主管となり、
小学6年生
を対象に「第
11回絵はが
きコンクー
ル」が開催
されました。
毎年、青年
部が中心と
なっており、
ている租税教室から学んだ税の知識
や感想を「絵はがき」にすることで
理解と関心をより深めてもらうこと
を目的として実施しているものです。
今回は、7校から247作品の応募
がありました。1月25日に審査会
を開催し、外部審査員として新津税
務署から村山署長様、今泉統括官様、
渡邊上席官様、新潟市新津美術館の
松沢館長様より審査にご参加頂き、
小出会長、近藤税制委員長、塚野女
性部長及び女性部役員により厳正な
審査を行い受賞作品を決定しまし
た。金賞・銀賞・銅賞各1名、特別



絵はがきコンクール審査会

賞として税務署長賞1名、けんた君
賞10名が選ばれ、後日、賞状と記念
品を贈呈させていただきました。ま
た、入賞作品は確定申告説明会会場
の秋葉区役所6階通路に2月15日か
ら一ヶ月間、五泉市役所4階説明会
会場に約一ヶ月間展示したほか、小
須戸まちづく
りセンターや
阿賀町役場へ
も展示し、多
くの市民の方
から鑑賞して
いただきました。
（入賞した優
秀作品を表紙
に掲載しまし
た。）



阿賀町役場にて展示

◆社会貢献講演会

命をみつめて

3月7日に五泉市ガーデンホテル
マリエールに日本救急救命士協会会
長の鈴木哲司氏を迎え、神職として
の経験も踏まえながら、宗教と医療
の視点から命について講演してい
たきました。精神的に豊かに生きる
ための手掛かりや、亡くなった親し

い人への向き
合い方など、
人生について
改めて深く考
えさせられる
お話に、参加
者は熱心に耳
を傾けておら
れました。



◆全国女性フォーラム

(愛媛大会)

「愛顔^{えがほ}咲くマドンナたちの新時代
くとも拓こう 媛^{ひめ}の国から」を
テーマに4月13日に第17回全国女性
フォーラムが愛媛県松山市で開催さ
れ、新津法人会からは4名で参加致
しました。当日朝にミサイル発射に
よるJアラートが発出され、飛行機
や新幹線などへの影響があったにも
かかわらず、全国から例年以上の1,
871名という多くの方が参加さ
れ、行動制限のない盛大で和やかな
大会となりました。記念講演では、
TV「プレバト」でおなじみの、夏
井いつき氏による「句会ライブ」が
開催され、北海道から沖縄まで全員
参加の俳句ライブは賑やかで楽しい
時間となりました。

優秀作品は次のとおり。



- 一位 春の波 決断はいつも
ひとりです
- 二位 ぜっけんを 付けるひと針
初桜
- 三位 これよりは この水飲む
初ざくら
- 秀作 風光る ほめてあげたい
わが人生
- 秀作 春の朝 こんなゆるめで
いいんかい
- 秀作 松山に おんな千人
山笑う
- 秀作 この芽風 次は広島
待ってます
(令和6年4月18日開催)